

M&Aスペシャリスト職業倫理規程

M&A（企業の合併・買収）事業が顧客の信頼を得て健全に発展するためには、当該事業に従事するM&Aの実務担当者が、プロフェッショナルとしての高度の専門能力とともに、高い職業倫理を有していることが不可欠である。

一般社団法人日本経営管理協会（以下、「J I M A」という。）が認定するM&Aスペシャリスト（以下、「スペシャリスト」という。）の資格称号は、「M&Aに関する高度な専門能力と職業倫理を身に付けた者」の証であり、スペシャリストは、この規程を遵守し、専門家に相応しい公正かつ適正な行動に努め、業界の健全な発展に貢献しなければならない。

第 1 章 総 則

（専門知識・能力の研鑽）

第 1 条 スペシャリストは、M&Aに関する専門知識と実務能力を向上させるため、
不断の研鑽に努めなければならない。

（法令・規則等の遵守）

第 2 条 スペシャリストは、関係法令並びにJ I M Aの定めるM&Aスペシャリスト
認定制度規約・規範及びこの規程を遵守し、顧客に対し公正に職務を遂行しな
なければならない。

（忠実義務）

第 3 条 スペシャリストは、職務の遂行に当たっては、専門家に相応しい良識に基づ
いて十分な注意を払い、顧客の最善の利益に資することに専念し、自己及び特
定の第三者の利益を優先させてはならない。

第 2 章 適切な情報提供と利益相反の防止

（適切な情報開示）

第 4 条 スペシャリストは、顧客が合理的な選択と判断ができるよう、常に正確で適
切な情報の提供に努めなければならない。

（不実情報の禁止）

第 5 条 スペシャリストは、自らの職務内容、能力及び経歴等に関して、虚偽、誇大
又は誤解を生じさせるような不実の表示をしてはならない。

（未公開重要情報の取り扱い）

第 6 条 スペシャリストは、未公開の重要情報の取り扱いに十分な注意を払わなけれ
ばならない。

（顧客情報の保護）

第 7 条 スペシャリストは、顧客に関する情報を厳格に管理し、業務上知り得た当該
情報を誤用あるいは悪用してはならない。又、顧客の承諾なしに流用してはな

らない。

(利益相反の防止)

第 8 条 スペシャリストは、顧客に対して利益相反事項があると判断される時は、これを顧客に明示しなければならない。顧客が同意した場合を除き、その取引において当事者となり、又は自己の利害関係者の代理人となってはならない。

第 3 章 資格者としての責任

(社会的信頼の確立)

第 9 条 スペシャリストは、J I M A の当該資格認定制度及び J I M A の信頼を損なう行為をしてはならない。

(資格称号の使用)

第 10 条 スペシャリストは、その資格称号を使用する場合には、資格称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、J I M A 理事会が行う。

(附 則)

1. この規程は、社団法人全日本能率連盟の承認を得た日（平成 20 年 10 月 10 日）より施行する。
2. この規程は、平成 21 年 6 月 27 日より施行する。